

ニュースリリース

2023年6月7日

株式会社日本政策金融公庫

和歌山支店

|  |
| --- |
| **「****令和５年梅雨前線による大雨及び台風第２号による災害に関する特別相談窓口」**  **の設置について（****和歌山県内の全支店に設置）** |

日本政策金融公庫（略称：日本公庫）は、６月５日付で設置された「令和５年梅雨前線による大雨及び台風第２号による災害に関する特別相談窓口」を、和歌山県に事業所を有する事業者の皆さまを対象に、６日付で和歌山県内の全支店にも設置いたしました。

日本公庫は、このたびの災害により被害を受けた中小企業・小規模事業者や農林漁業者等の皆さまからのご融資やご返済に関する相談に、政策金融機関として迅速かつきめ細やかな対応を行ってまいります。

＜事業者の皆さまのお問い合わせ先＞

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 和歌山県 | 和歌山支店 | 国民生活事業 | TEL：0570-071039（[**ナビダイヤル**](https://www.jfc.go.jp/n/branch/pdf/navidial.pdf)） |
| 農林水産事業 | TEL：073-423-0644 |
| 中小企業事業 | TEL：073-431-9301 |
| 田辺支店 | 国民生活事業 | TEL：0570-071826（[**ナビダイヤル**](https://www.jfc.go.jp/n/branch/pdf/navidial.pdf)） |

＜お問い合わせ先＞

日本政策金融公庫 和歌山支店（担当：田川・土居）

Tel：073-422-3151

参　考

**主な融資制度**

**１　中小企業・小規模事業者向け**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 国民生活事業 | 中小企業事業 |
| 適用できる制度 | 災害復旧貸付 | |
| 融資限度額 | ３千万円（※１） | １億５千万円（別枠） |
| 融資期間（うち据置期間） | １０年以内（２年以内）（※２） | |

（※１）国民生活事業の融資限度額は、各融資制度に上乗せされる金額です。

（※２）国民生活事業においては、一般貸付を適用した場合の融資期間（うち据置期間）です。中小企業事業の設備資金においては、融資期間１５年以内（うち据置期間２年以内）です。

（注）このたびの災害により住居に被害を受け、市町村等からり災証明書等の交付を受けた方に対し、教育貸付の災害特例措置を実施しています（国民生活事業）。詳しくは、日本公庫ホームページをご参照ください。

**２　農林漁業者向け**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 農林水産事業 | |
| 適用できる制度 | 農林漁業施設資金  （災害復旧施設） | 農林漁業セーフティネット資金  （災害） |
| 資金の使いみち（※１） | 災害を原因とする農林漁業施設の被害の復旧に必要な資金 | 災害により被害を受けた経営の再建に必要な資金 |
| 融資限度額 | 負担額の８０％又は１施設あたり３００万円（特認　１施設あたり  ６００万円（※２））のいずれか低い額 | （一般）　　　　６００万円  （特認（※３））年間経営費等の　　　　６／１２以内 |
| 融資期間（うち据置期間） | １５年以内（３年以内） | １５年以内（３年以内） |

（※１）災害を原因としてこれらの資金をご利用いただく場合には、市町村長が発行するり災証明書等が必要となります。

（※２）融資限度額を引き上げなければ当該災害復旧の実施が困難と認められる場合に適用されます。

（※３）簿記記帳を行っている方に限り、経営規模等から融資限度額の引き上げが必要と認められる場合に適用されます。